

金沢市事業者用太陽光発電設備等導入推進支援補助金交付要綱

(令和5年3月22日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者等の事業所に太陽光発電システム又は蓄電システム（以下「太陽光発電設備等」という。）を設置する者に対しその経費の一部を補助することにより、エネルギー自給率及び使用効率の向上を図り、地球温暖化を防止することを目的とする補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内中小企業者等 本市の区域内に本社又は事業所を有する中小企業者等（個人事業主にあつては、本市の区域内に住所を有する者）であるものをいう。
- (2) 太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、発電された電力が主として当該設備を設置する事業所等の用に供されるシステムをいう。
- (3) 蓄電システム 蓄電池部、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置から構成される一体の装置であつて、事業所等部分に電力を供給するシステムをいう。
- (4) 需要家 太陽光発電設備等から発電された電気を使用する事業者をいう。
- (5) 自己所有 需要家が設備を買い取り、太陽光発電設備等の補助対象設備の所有者となることをいう。
- (6) 発電事業者 太陽光発電設備等を所有し、電気を発電する事業者をいう。
- (7) P P A 発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。
- (8) リース 需要家の電力使用量に関わらず、契約期間における支払総額が定まっております、契約内容がファイナンスリース(契約期間中の契約総額が定まっております、使用者が太陽光発電設備の取得価格及び諸経費の概ね全額をリース料として支払う契約をいう。)による賃貸借契約をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 当該補助対象設備の設置に関し、国、石川県又は本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助要件は、別表第1に定めるところによる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業の太陽光発電設備等の設置に必要な経費及び当該設置と一体不可分の工事に係る費用の総額とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は別表第1に、市内事業所等敷地内に太陽光発電設備等を自己所有として設置しようとする事業者又は需要家（以下「補助対象事業者」という。）は別表第2に定めるとおりとする。ただし、補助対象経費の額が当該各表に定める補助金の額を超えない場合は、当該補助対象経費の額（その額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする発電事業者又はリースを行う事業者は、補助対象システムの設置に着手する前に、市長が別に定める申請書に、関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により当該交付決定を受けたとき。
- (2) 補助事業の中止の申請があったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了日（別表第3の左欄に掲げるシステムに応じ、それぞれ同表の右欄に定める日（太陽光発電システム及び蓄電システムが一の補助事業の対象となっているときは、これらのうちいずれか遅い日）をいう。）から起算して30日を経過する日（その日が当該設置の日の属する年度の翌年度の日となる場合にあっては、当該設置の日の属する年度の3月31日）までに、市長が別に定める報告書に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、その設置後2年間は、設備に関する報告及び本市の地球温暖化対策事業への協力を求めることができる。

（手続代行者）

第11条 設置者は、第7条の規定による交付申請を、補助対象設備の販売等をする者に代行させることができるものとする。

2 前項の規定による代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、速やかにその事務を処理しなければならない。

3 手続代行者は、前項に規定する手続の代行により設置者に関して得た情報について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の基本理念を尊重し、同法に規定する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

4 市長は、手続代行者が第2項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施する。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第6条関係）

補助対象事業	(1) 次に掲げる方法により太陽光発電設備等（蓄電システムにあっては、自己所有のものに限る。）の導入を行う事業 ア 自己所有 イ P P A（当該太陽光発電設備等の法定耐用年数が経過するまでの間、この要綱に基づく補助金の全額が、契約上需要家の負担すべきサービス料金等に充当されるものに限る。） ウ リース（当該太陽光発電設備等の法定耐用年数が経過する
--------	--

	<p>までの間、この要綱に基づく補助金の全額が、契約上需要家の負担すべきリース料金等に充当されるものに限る。)</p> <p>(2) 事業実施場所が金沢市内であること。</p> <p>(3) 補助対象事業者が別表第2に規定する中小企業等であること。</p> <p>(4) 自己の事業の用に供する市内の建築物又は敷地内に補助対象設備を設置すること。</p>
<p>対象設備の要件</p>	<p>(1) 共通要件 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>ア 未使用のものであること。</p> <p>イ 設置に関して、法令、条例等に適合していること。</p> <p>(2) 太陽光発電システム 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>ア 太陽電池の公称最大出力の合計値が10kW以上であること。</p> <p>イ 発電した電力を当該太陽光発電システムが設置される事業所において使用すること。</p> <p>ウ 配線方法が余剰配線であること（全量配線でないこと。）。)</p> <p>エ 太陽光発電システムの設置に係る行為が景観形成基準（金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第10条第2項の規定により定められた同項に規定する景観形成基準をいう。）に適合していること。</p> <p>オ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること。</p> <p>(3) 蓄電システム 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>ア 太陽光発電システム等の設備と常時接続し、その設備が発電する電力を充放電できるものであること。</p> <p>イ 蓄電容量が10kWh以上のもので、定置用のものであること。</p>
<p>補助金の額等</p>	<p>(1) 太陽光発電システム</p> <p>補助対象システムを構成する太陽電池の最大出力（単位はkWと</p>

	<p>し、小数点以下第2位未満の端数があるときはこれを切り捨てたものをいう。)に1kW当たり30,000円を乗じて得た額(当該額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、その額は、1,000,000円を超えないものとする。この場合において、補助金の交付は、一の事業者につき1回を限度とする。</p> <p>(2) 蓄電システム</p> <p>補助対象システムを構成する蓄電池の蓄電容量(単位はkWhとし、単電池の定格容量、単電池の公称電力、セルの数の積で算出された値とし、小数点以下第2位未満の端数があるときはこれを切り捨てたものをいう。)に1kWh当たり20,000円を乗じて得た額(当該額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、その額は、1,000,000円を超えないものとする。この場合において、補助金の交付は、一の事業者につき1回を限度とする。</p>
--	---

別表第2(第6条関係)

中小企業者	<p>次の表の左欄の区分に応じ、資本金又は常勤の従業員の数がそれぞれ同表の中欄に掲げる金額の要件又は同表の右欄に掲げる人数の要件を満たす法人又は個人とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業種</th> <th style="text-align: center;">資本金の額</th> <th style="text-align: center;">常勤の従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業、建設業、運輸業その他の業種</td> <td style="text-align: center;">3億円以下</td> <td style="text-align: center;">300人以下</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品製造業</td> <td style="text-align: center;">3億円以下</td> <td style="text-align: center;">900人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業または情報処理サービス業</td> <td style="text-align: center;">3億円以下</td> <td style="text-align: center;">300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td style="text-align: center;">1億円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下</td> <td style="text-align: center;">50人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下</td> <td style="text-align: center;">200人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金の額	常勤の従業員の数	製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下	ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下
業種	資本金の額	常勤の従業員の数																							
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下																							
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下																							
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																							
卸売業	1億円以下	100人以下																							
サービス業	5千万円以下	100人以下																							
小売業	5千万円以下	50人以下																							
旅館業	5千万円以下	200人以下																							
中小企業団体等	<p>次に掲げる団体等とする。</p> <p>(1) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立した共同事業組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合</p> <p>(2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第</p>																								

	<p>3条第1項に規定する中小企業団体等</p> <p>(3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立した商店街振興組合及び商店街振興組合連合会</p>
その他中小企業等	<p>会社法（平成17年法律第86号）に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び有限会社）以外の法人であり、かつ、従業員（雇用形態を問わず、当該法人に雇われている労働者をいう。）が300人以下の法人</p>

備考

- 1 みなし大企業（次のいずれかに該当するものをいう。）を除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の補助対象事業者以外の企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を補助対象事業者以外の企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼務する者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- 2 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体が50パーセント以上出資する法人を除く。

別表第3（第9条関係）

太陽光発電システム	太陽光発電システムの電力会社との系統連系開始日
蓄電システム	保証書に記載される保証開始日